

訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

1. 在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後、お宅を訪問して薬剤服薬の指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能です。ご希望される場合は、お申し出下さい。

※ 担当医師の了解と指示等が必要です。

2. 利用料金（1点 = 10円）

お薬代は健康保険を利用し、下記点数の1～3割の個人負担金がかかります。

・ 単一建物診療患者が1人の場合	1回 650点
・ 単一建物診療患者が2～9人の場合	1回 320点
・ 単一建物診療患者が10人以上の場合	1回 290点
・ オンラインにて行う場合	1回 59点

※ 算定回数は月4回まで。ただし、末期の悪性腫瘍の患者および中心静脈栄養患者の場合は週2回かつ月8回まで。

※ 麻薬管理の必要な方、6歳未満の乳幼児の方は、上記金額に100点が加算されます。

オンラインにて行う場合は、麻薬管理の必要な方の加算は22点、6歳未満の乳幼児の方の加算は12点となります。

※ オンラインにて行う場合は、映像及び音声による対応が必須。

※ 介護保険適用の方は料金が異なります。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取り扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 利用料金（1単位 = 10円）

お薬の説明、指導、情報提供にかかる費用は介護保険を利用し、
下記単位の1～3割の個人負担金がかかります。

（負担割合は、「介護保険負担割合証」にてご確認いただけます）

単一建物診療患者が1人の場合	1回	518	単位
単一建物診療患者が2～9人の場合	1回	379	単位
単一建物診療患者が10人以上の場合	1回	342	単位

- * 算定回数は月4回まで。ただし、末期の悪性腫瘍の患者および中心静脈栄養患者の場合は週2回かつ月8回まで。
- * 麻薬管理の必要な方は、上記金額に100単位が加算されます。
- * オンラインにて行う場合は、映像及び音声による対応が必須。
算定は月1回のみ可能であり、46単位が加算されます。
麻薬管理指導加算は22単位となります。

3. 苦情相談等窓口

福岡県国民健康保険団体連合会

事業部介護保険課 介護サービス相談窓口

TEL. 058-275-9826

クローバー薬局

福岡県知事指定介護保険事業所番号

第 4043540311 号